

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 件名

処理場管理事務所自動洗濯脱水機更新業務

2 業務内容

処理場管理事務所洗濯場洗濯機及び遠心脱水機について、機器据付(コンクリート部段差解消、配管・電源接続作業含む)及び既設(洗濯機：アサヒ製作所 BS-3350、遠心脱水機：アサヒ製作所 NE3-36)撤去を行う。

据付する機器は、アサヒ製作所AWE-1050Bもしくは同等品とする。

○同等品機器条件

- 1 1回の処理量が50kg以上であること。
- 2 電源は3相交流200Vであること。
- 3 定格換算蒸気量300kg/h、最高使用圧力0.98MPaの貫流ボイラーで使用できるものであること。
- 4 既設位置で据付ができること。

※必要な材料はすべて受託者が調達すること。電源接続作業は機器～2次側までとし、1次側の改修は別途行う。

3 履行期間

契約日から令和8年3月27日(金)まで

4 履行場所

処理場管理事務所 札幌市東区東苗穂2条2丁目2-1

II 一般事項

1 提出書類

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 2部

着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 2部

ウ 業務責任者経歴書 2部

健康保険証の写しを提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)にマスキングを施した状態で提出すること。

エ 業務工程表 2部

(2) 作業前に提出するもの

ア 安全管理体制表 2部

イ 連絡体制・履行体制表 2部

ウ 作業要領書 2部

(3) 業務完了時に提出するもの

- ア 業務完了届 2部
- イ 作業報告書 2部
必要に応じて写真も添付すること
- ウ 完成図面等 2部
- エ 新設の機器に関する説明書 2部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

- (1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。
平日8時30分～17時00分
休日(土・日曜日及び祝祭日)に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。
- (2) 施設内入退出について
施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と事前に調整すること。

4 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

5 業務責任者

- (1) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは実際に整備作業(資材・機材の搬入、仮設作業等を含む)が行われている期間を示し、契約から現場施工に着手するまでの期間を除く。
- (2) 本業務期間中に別契約の業務委託または工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

6 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

7 火気の取り扱い

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の確認を得るものとし、その取

扱いに際しては十分注意すること。

8 敷地内での喫煙

敷地内は全面禁煙であるため、敷地内での喫煙を禁止とする。

9 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

III 特記事項

1 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内の作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

2 その他

- (1) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (2) 作業時には洗濯作業ができなくなることから、作業日程については委託者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (3) その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。